

## 首都圏まるごと愛媛PRキッチンカー事業委託業務仕様書

### 1 件名

首都圏まるごと愛媛PRキッチンカー事業委託業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 事業目的

キッチンカーを活用し、首都圏のイベント等において、愛媛県産食材を用いた食事や県産品を販売するほか、愛媛百貨選への誘引、せとうち旬彩館への誘客を促すなど、県産農林水産物の販路拡大と新たな愛媛ファンの獲得につなげる。

### 4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県（以下、県とする。）と協議の上、決定するものとし、5の「計画書」において定めるものとする。

#### (1) 車両（キッチンカー）の確保等（1台）

使用するキッチンカーは、普通車以上の排気量のキッチンカーとする。

使用するキッチンカーには、営業上必要な架装・改造を行うとともに、全面（前後左右上面）に県のイメージキャラクターである「みきゃん、ダークみきゃん、こみきゃん」等をあしらったデザインのラッピングを施す。

首都圏にキッチンカーや食材の保管等を行う拠点を確保する。

事業終了後、キッチンカーのラッピングについては、原則として原状回復することとするが、受託者が県のPRに資する活動に用いる場合は、県と協議の上、継続利用も可能とする。

#### (2) キッチンカーの運営

(1)のキッチンカーを活用し、概ね月15日程度、首都圏でのイベント等で県産品やこれを使用した食事の販売、観光PRなどを実施する。

令和6年度の運営は、4月上旬の契約日以降速やかに開始する。

出店先は、本事業でこれまで実績のあるイベント及び出店場所（資料3参照）を優先するとともに、新規の各種イベント等の掘り起こしや県内の各市町と連携した取組みについて、県も積極的に情報収集・共有を図りながら、相互一体となって積極的に展開する。

提供する食事は、メインの食材は県産品とするほか、副菜等についても、可能な限り県産品を使用する。

キッチンカーを運営するにあたり、県の郷土料理等に精通し、料理経験または加工等の経験を有する者を1名以上配置する。

運営に際し必要な保健衛生上の対策や災害対策等のリスク管理を行う。

売り上げについては、受託者の収入とする。

#### (3) 物販等の実施

食事の提供とともに、県産のジュースや銘菓、青果物等の県産品の販売や配布を

行う。

売りに上げについては、受託者の収入とする。

(4) 愛媛百貨選等、県産品購入方法のPR

愛媛百貨選や愛媛香川せとうち旬彩館等首都圏で県産品を購入するための手段等をPRする。

ポスターやパンフレット等のPRグッズは県が提供するほか、必要なものについては、受託者が購入等を行う。

(5) その他

上記業務にかかるトラブルが発生した場合には、速やかに対応できる体制をとるものとする。

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

## 5 計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「計画書」を作成して県に提出する。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受ける。

(3) 県は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求める場合がある。

## 6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 7 秘密保持

(1) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

(2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 8 個人情報の保護

個人情報の保護については、県個人情報保護条例（平成13年県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、県に協議すること。

## 9 その他

(1) 業務の実施にあたっては、県と協議を重ねながら実施すること。

- (2) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上処理するものとする。
- (3) 新規感染症の流行や天災等の発生があった場合は、契約締結後、事業内容及び契約金額を変更する場合がある。